

物として大量に捨てられる犬猫の、行政による残酷な殺処分の廃止である。子どものころに飼い犬を突然野犬狩りで奪われ、探しに行ったときにはすでに殺されていたという事件により受けた心の傷は、あまりにも大きく、私たちは看過できない。そして、チロちゃん殺害から40年たった今でも、事件のきっかけとなった行政殺処分は、頭数は減ったとしても、改められてはいはず、根本原因は取り除かれてはいないのである。これからも第二、第三の小泉毅が出現しかねない。

我が国のペット産業を支える「命の大量生産（ブリーダー・繁殖業）・大量販売（ペットショップ）・大量処分（行政）」という現行の動物行政の在り方は、命を軽視し、日本人の名誉を汚し、日本の子どもたち、老若男女に、精神的苦痛と悲しみ、憤りを与えていた。この事件を契機に裁判所は改めて見識を正すべきであった。それなのに、彼の訴えたかった要望は、一審、二審の裁判で一切無視されてきた。これは、不当である。深い憤りを感じざるを得ない。

2. 檢事によって出された精神鑑定はインチキであったが、判事はこれをうのみにした。検事の精神鑑定は、被告に対して、殺害した要人は厚労省関係者であったが、動物問題は環境省の管轄のはずで厚労省ではないだろう、と問うたとき、被告人は正しく、狂犬病予防法は厚労省の管轄であるし当時は環境省はなかった、厚労省の要人を襲撃したことは間違いない、と答えた。被告人の正しい回答に対して、精神鑑定医は、人の話を聞く耳を持たない、殺すのはだれでもよかつたのだろう、と判断し、判事もそれをとりあげ、やがて極刑の根拠となつた。検察側の論理は破綻しており原判決は不当である。

3. この国の生命軽視の態度は、動物に対しても人間に対しても変わりがない。これは、現代国際社会の中で、恥すべきことである。人権を重視するという国際社会の流れの中で、21世紀もすでに14年が経過した現在においてなお、先進国を自称する我が国において、死刑制度を存置している事実は、容認できないことである。

小泉被告人は犬猫を取り巻く現実を世間に訴えるために、この事件を起こした。要人を殺害するという方法は間違っているが、被告人の提起した日本の犬猫アウシュビツツ問題をまったくとりあげぬまま、この要人殺害事件のいっさいの責任を、40年前に他の数百万の犬と同様に保健所で殺されたチロちゃんの、幼い飼い主であった被告人の心情も不間にし、彼の身勝手さと残忍さにすべて負わせ片を付けようとするのは、間違っている。この事件の真の原因を、国は、裁判所は、厳正に受け止めるべきである。

氏名	住所（県からお書きください。上段と同じである場合も「はい」ません。県からお書きください。）	備考

提出期限 5月15日迄必着。口頭弁論のある4月25日に判決日が発表されますが、もはや時間との闘いです。
ご署名にご協力をお願い致します。印鑑不要です。FAX可ですが、できればご郵送ください。

署名連絡先：送り先

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮 2-7-20 坂本法律事務所内
全国動物ネットワーク 代表 鶴田真子美 fwin5675@nifty.com
電話：090-6112-7179 FAX:029-851-5586